

三原キャンパス講義室等の使用方法について

1 貸付日及び利用可能時間

原則土・日、祝日の 8 時 30 分から 18 時までとします。ただし、入学試験、入学試験準備日、オープンキャンパス、大学祭等の実施日は除きます。大学の夏休み等の長期休業期間中（8 月上旬～9 月中旬，2 月上旬～3 月下旬）については、平日の使用も可能です。

2 貸付対象

学会や試験，教育活動目的の行事に限り，貸付承諾をします。下記項目 3 の日程で申請書を提出してください。販売や調理・飲食を伴うものについては，承諾できません。

使用希望日が重複した場合は，①②③④⑤の順で貸付者を決定しますが，優先順位が同じ場合はクジで決定します。原則 1 日 1 団体に貸付を行います。

- ① 本学の教員が深く関わる学会・研究会
- ② 広島県が実施する職員採用等の試験，広島県が主催者である行事
- ③ 国や広島県以外の地方公共団体が実施する職員採用等の試験，又は主催者である行事
- ④ 公益社団法人等の公益機関が実施する試験，試験実施団体が実施する大学受験に関わる模擬試験
- ⑤ その他（本学理事長が特に認める行事等）

3 財産借受申請書の受付

下記日程で，今年度開催分の申請受付を行います。

4 月 1 日申請受付開始：4 月 7 日～9 月 30 日の使用希望

8 月 1 日申請受付開始：10 月 1 日～3 月 31 日の使用希望

提出は，郵送又は三原キャンパス総務課までご持参ください。

4 貸付承諾

財産借受申請書を提出いただいた後，使用の予定を確認し，貸付承諾書（使用当日，総務課事務室又は警備室受付で提示していただきます。）をお送りします。なお，仮予約の段階では，承諾書の発行はできません。

貸付承諾済・仮予約いずれの場合でも，申請内容の変更は，開催 30 日前（休日の場合はその前の平日）まで受け付けます。

5 貸付料（本学への支払い）

料金の請求は、施設使用後に請求書を送付します。

① 会場使用料・照明使用料

別紙「会場使用料等算出表」を参考にしてください。会場使用料は1室4時間ごと、照明使用料は1室1時間ごとに単価設定していますので、ご注意ください。

② 空調使用料

個別空調の室：個別空調運転に要した電気使用料

集中空調の室：集中空調運転に要した電気使用料

（複数の借受人がある場合は、集中空調の室の面積で按分します。）

i) 電気（1～3号館） 個別・集中空調設備の定格電力と稼働時間で算出

ii) ガス（4号館） 空調設備運転に要したガス使用量（使用メーター数）で算出

※ 三原キャンパスでは、空調設備運転に係る人件費及び清掃料については、徴収していません。

6 備品等使用

(1) 貸付会場に備付けのプロジェクターやマイク、スクリーン及び案内板の使用ができます。備品等の使用方法は、事前見学で確認していただき、使用当日は各自で操作してください。使用後に備品等に故障が生じていた場合は、修理の実費を請求します。

(2) 冷暖房は本学の冷暖房実施期間中のみとし、8時30分から18時の間で使用できます。個別空調室については、18時以降も使用できますので、ご連絡ください。

参考：令和2年度 冷房実施期間 6月1日～9月30日

暖房実施期間 11月1日～3月31日

(3) 駐車場の使用は可能ですが、校舎近くの第1駐車場の来客用スペースは約20台です。多くの方の使用が見込まれる場合は、原則、第2駐車場（約70台駐車可）を使用してください。

(4) トイレ使用に係る水道使用料は、会場使用料に含んでいます。

(5) 講義室と駐車場以外のエリアの貸付は原則行っておりません。エントランスや廊下等の使用の希望があれば、内容を確認の上、使用を許可しますので、開催8日前（休日の場合はその前の平日）までに、ご連絡をお願いします。